
第**39**期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日(木) 午後 1 時

開催場所

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール

(立川市市民会館)

小ホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

The logo for ALMEDIO features a large, bold, red slanted bar above the word "ALMEDIO" in a dark grey, sans-serif font.

株式会社 アルメディオ

株 主 各 位

本店所在地：東京都日野市旭が丘三丁目1番地4

株式会社 アルメディオ
代表取締役社長 高 橋 靖

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午後1時
 2. 場 所 東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館） 小ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

4. 事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

(<https://www.almedio.co.jp/>)

本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 事業報告のうち「新株予約権等の状況」
- (2) 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (3) 事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
- (4) 連結計算書類のうち「連結注記表」
- (5) 計算書類のうち「個別注記表」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<https://www.almedio.co.jp/>)
 - ◎当日、当社役職員はノーネクタイ（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や設備投資、雇用環境は底堅く、個人消費も天候不順の影響などで一時的に弱さが見られたものの持ち直しの動きが続き、景気は穏やかな回復基調で推移しました。

一方、世界経済は、穏やかな回復基調で推移しているものの、米国の利上げや保護主義的な通商政策、中国経済の成長鈍化、英国のEU離脱問題及び中東並びに北朝鮮情勢など、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、2018年5月14日付「中期経営計画2018 (Fly for the bright future) の実施について」を公表し、引き続き経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。断熱材事業については、国内において当社の業界認知度が継続的に高まってきているものの、当該断熱材事業全体で、売上高が前期比2.7%の減少という結果となりました。また、WEBビジネス事業の中核であった不動産総合比較サイト「イエカレ」の業績の低迷が続いたため、当該WEBビジネス事業を2018年9月30日にイクス株式会社に対して譲渡しました。さらに、その他事業としての中国でのカップ式自動販売機オペレーション事業において、愛飲（上海）貿易有限公司が各種許認可の取得に時間を要し、営業開始が遅延し、収益を圧迫していたこともあり、当社中国子会社の再編を決定しました。この結果、当連結会計年度の業績は、売上高31億9百万円（前期比12.2%減）、営業損失62百万円（前期営業損失60百万円）、経常損失50百万円（前期経常損失97百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失5億6百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失3億2百万円）となりました。

各セグメント業績は以下のとおりであります。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

アーカイブは、企業活動によって得られた過去の蓄積データの長期保存と、保管コスト削減を目的とした需要に対し、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクを起点としたソリューション提案を行い、売上の拡大を図りました。

ストレージソリューションは、産業機器用光ドライブ搭載率の低下スピードは鈍化傾向にありますが、国内需要が伸び悩みました。

以上により、アーカイブ事業の売上高は13億30百万円（前期比8.4%減）となりました。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社製品を中心とした輸入販売を行っております。

国内では、耐火材料及び関連製品の受注案件の規模縮小や炉の定期修理の延期等により、売上は前期を下回りました。九州テクノロジーセンターでは、産業炉加熱プラントの設計施工案件の受注拡大を図りました。

阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、主力製品や異形成形品等の受注が引き続き堅調に推移しました。

以上により、断熱材事業の売上高は14億83百万円（前期比2.7%減）となりました。

インダストリアルソリューション事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テストング」が含まれます。

テストメディアは、光ディスクドライブ及び光ディスクが安定した記録媒体としての評価があることから手堅い需要はあるものの、市場規模は縮小しており、主要顧客であるカーオーディオ・カーナビ等の車載機器向けの販売が、テストメディア使用量の減少等の影響を受け、計画を下回りました。

また、AV機器市場及びPC市場においても、光ディスク以外の媒体への移行が進んでいることから、需要は減少しました。

テストングは、光ディスクの市場縮小により受託件数が低下したため、売上は前年を下回りました。

以上により、インダストリアルソリューション事業の売上高は1億31百万円（前期比24.0%減）となりました。

WEBビジネス事業

当事業は、売却や投資等を検討している不動産オーナーと不動産企業をマッチングする不動産総合比較サイト「イエカレ」の運営・管理を行っております。

売上拡大のため、「イエカレ」の新たな参画企業を獲得する活動に注力しました。

また、収益力向上のため、広告の運用改善等様々な施策を実行しましたが、業界の競争が激化しており、売上は計画を下回りました。

以上により、WEBビジネス事業の売上高は1億62百万円（前期比58.3%減）となりました。

なお、2018年9月30日付でWEBビジネス事業を譲渡しております。

その他事業

当事業は、連結子会社・愛飲（上海）貿易有限公司において、中国市場でのカップ式自動販売機のオペレーションを行う事業です。

当事業を開始するには、中国の法規制に伴う各種許認可の取得が必要となります。

カップ式自動販売機飲料は、中国では新しい産業であるため、取得に当初の想定以上の時間を要し、営業開始の遅延により収益を圧迫する状況になっております。

その結果、当連結会計年度末においても、販売活動開始に至っておりません。

また、当事業については、現状の課題も踏まえ、長く中国国内に基盤を有する阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司が、愛飲（上海）貿易有限公司を吸収合併することを決議し（2019年3月19日）、早期事業化に注力することとしております。

以上により、その他事業の売上高は0百万円（前期比110.2%増）となりました。

事業部門別売上高

区 分	期 別	第 38 期 (2018年3月期)		第 39 期 (2019年3月期)		対前期比率 増減率
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
		百万円	%	百万円	%	%
ア ー カ イ ブ 事 業		1,453	41.0	1,330	42.8	△8.4
断 熱 材 事 業		1,524	43.1	1,483	47.7	△2.7
インターストリアルソリューション事業		172	4.9	131	4.2	△24.0
W E B ビ ジ ネ ス 事 業		390	11.0	162	5.2	△58.3
そ の 他 事 業		0	0.0	0	0.0	110.2
合 計		3,541	100.0	3,109	100.0	△12.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億33百万円で主なものは以下のとおりです。

断熱材事業において、連結子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の生産能力の増強を目的として84百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社においては、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2017年9月26日付で取引銀行3行との間にコミットメントライン契約を締結しておりましたが、当該契約に基づき2018年8月に借入を実行しました。この結果、当連結会計年度末における借入実行残高は5億50百万円です。

④ 事業の譲渡

当社は、2018年9月30日付でWEBビジネス事業を事業譲渡しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第36期 (2016年3月期)	第37期 (2017年3月期)	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)
売上高	(百万円)	3,918	3,121	3,541	3,109
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	154	33	△97	△50
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	121	60	△302	△506
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	13.78	6.60	△31.67	△48.04
総資産	(百万円)	3,819	3,818	4,165	3,817
純資産	(百万円)	2,715	2,694	2,426	2,209

② 当社の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第36期 (2016年3月期)	第37期 (2017年3月期)	第38期 (2018年3月期)	第39期 (2019年3月期)
売上高	(百万円)	3,007	2,153	2,481	2,103
経常利益又は 経常損失(△)	(百万円)	43	△79	△202	△155
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	55	△18	△353	△566
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	6.30	△1.97	△37.07	△53.69
総資産	(百万円)	3,115	3,119	3,351	2,948
純資産	(百万円)	2,313	2,274	1,933	1,713

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	2,100,000 US \$	100.0%	電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売
愛飲（上海）貿易有限公司	3,550,000 元	100.0%	カップ式自動販売機のオペレーション事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2018（Fly for bright future）」を策定し、本計画に基づき、次の施策を実施することで、「経営体制の強化」と「新成長ドライバーの確立」を図りました。

- ①アーカイブ事業は、アーカイブ関連機器業界においてデータ長期保存のJIS規格化が実施され、過去データのデジタル化と長期保存の需要が高まりつつある中で、産業機器用光ディスクドライブの売上拡大を図るとともに、ハイレベルの一般消費者向け用のネット販売を引き続き展開いたしました。
- ②断熱材事業は、日本国内市場で認知度も高まり、ビジネスチャンスも増えてまいりましたので、国内外問わず、販売活動を展開いたしました。
- ③インダストリアルソリューション事業は、テストメディア供給の専門メーカーとして事業領域を堅持いたしました。
- ④中期経営計画2018に基づき、事業構造改革に向けた経営体制の強化に取り組んでいく中で、新たな研究開発や事業の譲渡をおこない、事業の集中と選択を行いました。

これにより、当社グループは、既存事業を含む成長事業や研究開発に投資し、早期の収益化が困難な事業の譲渡等を行ってまいりましたが、最終的に予算達成とはなりませんでしたが、

こうした状況の中、当社グループは、ナノマテリアルの研究開発を進めてまいりましたが、この度、事業化を決定いたしました。当該事業においては、分野を問わず裾野が広いため、将来的に当社事業の柱となるポテンシャルを有しておりますので、幅広い顧客獲得等の事業領域拡大を図りながら、収益力向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司、愛飲（上海）貿易有限公司の計3社で構成されており、業務用テストディスクの開発・製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託、光メディア用計測器の開発・製造・販売、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
日 野 オ フ ィ ス	東京都日野市
国 立 オ フ ィ ス	東京都国立市
所 沢 オ フ ィ ス	埼玉県所沢市
九州テクノロジーセンター	福岡県北九州市
台北支店	台湾台北市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和国江蘇省呉江経済技術開発区
愛飲（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市静安区

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
172名	8名(減)

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	15名(減)	47.8歳	10.1年

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
多摩信用金庫	268百万円
株式会社りそな銀行	283
株式会社三井住友銀行	283

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社監査等委員である社外取締役斎藤泰志氏は2018年8月31日付で辞任いたしましたので、当社は東京地方裁判所に会社法第346条第2項に規定する一時役員(監査等委員である取締役)の職務を行うべき者の選任の申立てを行い、藤井篤氏を推薦しましたところ、2018年11月14日付で同裁判所から申立て内容を認める旨の決定通知を受領しましたので、同日付で藤井篤氏を当社監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,769,264株

② 発行済株式の総数 11,697,316株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,995,000株増加しております。

③ 株主数 3,763名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社 S B I 証券	1,139,200株	9.83%
高橋 靖	891,000	7.69
楽天証券株式会社	403,700	3.48
高橋 正	260,400	2.24
中川 廣次	229,900	1.98
多摩信用金庫	214,000	1.84
株式会社 ライブスター証券	198,500	1.71
J P モルガン証券株式会社	197,000	1.70
長谷川 龍	170,000	1.46
鈴木 直人	148,500	1.28

(注) 当社は、自己株式を118,437株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 靖	執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長 愛飲（上海）貿易有限公司董事長
取締役	相原 謙一	新規事業担当 株式会社シリウスインターナショナル代表取締役社長
取締役	吹野 洋平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理
取締役	関 清美	執行役員（総務・経理・情報開示・IR担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事 愛飲（上海）貿易有限公司監事
取締役（監査等委員）	漆山 伸一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表
取締役（監査等委員）	熊谷 貴之	熊谷・田中・津田法律事務所 弁護士
取締役（監査等委員）	藤井 篤	アルタイル法律事務所 弁護士

- (注) 1.取締役（監査等委員）漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏は社外取締役であります。
- 2.取締役（監査等委員）漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3.監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 4.当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①井野博之氏は2018年6月28日開催の第38期定時株主総会にて取締役を任期満了により退任しております。
- ②齋藤泰志氏は、2018年8月31日付にて監査等委員である取締役を辞任しております。なお、退任時における重要な兼職は株式会社経営共創基盤シニアエキスパートでありました。
- ③藤井篤氏は、当社が東京地方裁判所に一時役員（監査等委員である取締役）の職務を行うべき者の選任の申立てを行い2018年11月14日付で同裁判所から申立て内容を認める旨の決定通知を受領しましたので、同日付で当社監査等委員である社外取締役に就任しております。
- 5.当社は、取締役（監査等委員）漆山伸一氏及び熊谷貴之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5名	60,016千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	10,470千円 (10,470千円)
合 計 （うち社外役員）	9 (4)	70,486千円 (10,470千円)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。
2. 上記には、2018年6月28日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び2018年8月31日付で辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、2018年6月28日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して役員退職慰労金1,920千円を支給しております。なお当社は、2007年6月25日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

ロ. 社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・ 取締役（監査等委員）漆山伸一氏は漆山パートナーズ会計事務所の公認会計士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）斎藤泰志氏は株式会社経営共創基盤のシニアエキスパートであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）熊谷貴之氏は熊谷・田中・津田法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）藤井篤氏はアルタイル法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 漆 山 伸 一	当事業年度において開催された取締役会18回のうち15回、監査等委員会6回のうち6回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員において、主に当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 齋 藤 泰 志	2018年8月31日までの就任期間のうち、当事業年度において開催された取締役会9回のうち6回、監査等委員会4回のうち4回に出席し、経営コンサルタントとしての長年の経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 熊 谷 貴 之	当事業年度において開催された取締役会18回のうち14回、監査等委員会6回のうち6回に出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤 井 篤	2018年11月14日就任以降、当事業年度において開催された取締役会5回のうち5回、監査等委員会2回のうち2回に出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が9回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

明治アーク監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行し、名称をアーク有限責任監査法人に変更する予定です。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,840千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,840千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,798,214	流動負債	1,405,180
現金及び預金	1,261,769	買掛金	240,702
受取手形及び売掛金	880,659	短期借入金	855,000
たな卸資産	519,185	1年内返済予定の長期借入金	76,008
その他	136,963	未払法人税等	16,737
貸倒引当金	△365	賞与引当金	36,667
		その他	180,064
固定資産	1,019,328	固定負債	202,692
有形固定資産	863,953	長期借入金	70,316
建物及び構築物	363,704	退職給付に係る負債	64,726
機械装置及び運搬具	254,673	繰延税金負債	67,649
土地	192,485	負債合計	1,607,872
その他	53,090	(純資産の部)	
無形固定資産	18,258	株主資本	2,191,198
その他	18,258	資本金	1,316,479
投資その他の資産	137,116	資本剰余金	1,269,859
投資有価証券	1,966	利益剰余金	△300,776
その他	139,860	自己株式	△94,362
貸倒引当金	△4,711	その他の包括利益累計額	16,425
資産合計	3,817,542	その他有価証券評価差額金	343
		為替換算調整勘定	16,082
		新株予約権	2,045
		純資産合計	2,209,669
		負債・純資産合計	3,817,542

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		3,109,040
売上原価		2,139,652
売上総利益		969,388
販売費及び一般管理費		1,031,915
営業損失		62,526
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,741	
その他営業外収益	20,579	23,320
営業外費用		
支払利息	8,070	
その他営業外費用	3,349	11,419
経常損失		50,624
特別利益		—
特別損失		
固定資産除却損	1,647	
退職特別加算金	25,590	
事業譲渡損	142,558	
事務所閉鎖損失	2,162	
事務所移転費用	8,452	
減損損失	224,846	405,256
税金等調整前当期純損失		455,880
法人税・住民税及び事業税	43,138	
法人税等調整額	7,757	50,895
当期純損失		506,776
非支配株主に帰属する益		—
親会社株主に帰属する損失		506,776

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
期 首 残 高	1,138,126	1,091,506	205,999	△94,362	2,341,268
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	178,353	178,353			356,706
親会社株主に帰属する 当期純損失			△506,776		△506,776
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	178,353	178,353	△506,776	—	△150,070
期 末 残 高	1,316,479	1,269,859	△300,776	△94,362	2,191,198

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
期 首 残 高	680	73,391	74,072	11,621	2,426,962
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					356,706
親会社株主に帰属する 当期純損失					△506,776
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△337	△57,309	△57,646	△9,576	△67,222
連結会計年度中の変動額合計	△337	△57,309	△57,646	△9,576	△217,292
期 末 残 高	343	16,082	16,425	2,045	2,209,669

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,019,863	流動負債	1,099,596
現金及び預金	1,165,635	買掛金	210,734
受取手形	9,210	短期借入金	750,000
電子記録債権	11,409	1年内返済予定の長期借入金	76,008
売掛金	353,047	未払費用	27,403
商品及び製品	287,169	未払法人税等	11,585
仕掛品	49,494	賞与引当金	16,538
原材料及び貯蔵品	29,197	その他	7,326
その他	130,062	固定負債	135,042
貸倒引当金	△15,365	長期借入金	70,316
固定資産	928,251	退職給付引当金	64,726
有形固定資産	514,748	負債合計	1,234,639
建物	285,243	(純資産の部)	
機械装置	23,525	株主資本	1,711,086
工具器具及び備品	12,424	資本金	1,316,479
土地	192,485	資本剰余金	1,269,859
その他	1,071	資本準備金	1,269,859
無形固定資産	16,900	利益剰余金	△780,888
その他	16,900	利益準備金	50,898
投資その他の資産	396,602	その他利益剰余金	1,667,000
投資有価証券	1,966	別途積立金	1,667,000
出資金	11,050	繰越利益剰余金	△2,498,787
関係会社出資金	302,736	自己株式	△94,362
その他	85,560	評価・換算差額等	343
貸倒引当金	△4,711	その他有価証券評価差額金	343
資産合計	2,948,114	新株予約権	2,045
		純資産合計	1,713,475
		負債・純資産合計	2,948,114

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,103,756
売上原価		1,548,625
売上総利益		555,130
販売費及び一般管理費		749,906
営業損失		194,775
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,290	
その他営業外収益	62,381	63,671
営業外費用		
支払利息	6,398	
その他営業外費用	18,349	24,747
経常損失		155,851
特別利益		—
特別損失		
固定資産除却損	214	
退職特別加算金	25,590	
事業譲渡損	142,558	
事業所閉鎖損失	2,162	
事業所移転費用	8,452	
減損損失	224,846	403,823
税引前当期純損失		559,674
法人税・住民税及び事業税	6,729	6,729
当期純損失		566,403

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 積	立 途 金	繰 越 余 金	利 益 金
期 首 残 高	1,138,126	1,091,506	1,091,506	50,898	1,667,000	△1,932,383	△214,484
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	178,353	178,353	178,353				
当期純損失						△566,403	△566,403
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	178,353	178,353	178,353	—	—	△566,403	△566,403
期 末 残 高	1,316,479	1,269,859	1,269,859	50,898	1,667,000	△2,498,787	△780,888

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本計 合	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
期 首 残 高	△94,362	1,920,784	680	680	11,621	1,933,086
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)		356,706				356,706
当期純損失		△566,403				△566,403
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△337	△337	△9,576	△9,913
事業年度中の変動額合計	—	△209,697	△337	△337	△9,576	△219,611
期 末 残 高	△94,362	1,711,086	343	343	2,045	1,713,475

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 アルメディオ
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 後藤正尚 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社アルメディア オ 監査等委員会

監査等委員 漆 山 伸 一 ㊟

監査等委員 熊 谷 貴 之 ㊟

監査等委員 藤 井 篤 ㊟

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員熊谷貴之及び監査等委員藤井篤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 アルメディアオ
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 後藤正尚 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 島田剛維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディアオの2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社アルメディオ 監査等委員会

監査等委員

漆山伸一 ㊟

監査等委員

熊谷貴之 ㊟

監査等委員

藤井 篤 ㊟

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員熊谷貴之及び監査等委員藤井篤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、2018年11月から、よりアクティブな活動の拠点を得て、さらなる機動性の向上及びより一層の業務効率化を図るため、本社機能を東京都日野市から東京都国立市に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>日野市</u> に置く。	第1章 総 則 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>国立市</u> に置く。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の監査等委員会は、本議案に関しまして、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか はし やすし 高 橋 靖 (1967年5月15日生)	1994年3月 当社入社 2001年4月 当社企画部事業企画課長 2005年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2013年11月 当社代表取締役常務 2014年1月 当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 2015年10月 当社代表取締役社長 2017年3月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当）（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長 愛飲（上海）貿易有限公司董事長	891,000株
2	せき きよ み 関 清 美 (1959年5月12日生)	2001年12月 株式会社ジェイシーエヌランド取締役 2002年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役（兼執行役員（総務・経理・情報開示・IR担当））（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事 愛飲（上海）貿易有限公司監事	3,000株
3	ふきの よう へい 吹 野 洋 平 (1961年2月9日生)	2005年7月 当社入社 2005年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年7月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事 2014年7月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司総経理 2015年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事・総経理	86,700株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> ほし じま と き た ろう 星 島 時 太 郎 (1948年5月6日生)	2006年6月 三菱化学産資株式会社常務取締役 2008年6月 三菱化学株式会社執行役員 2013年4月 同社顧問 2014年4月 当社新規事業開発顧問 2019年1月 当社炭素関連事業執行役員	—

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、2018年8月31日に監査等委員である取締役齋藤泰志氏が辞任され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、2018年11月14日に東京地方裁判所立川支部において、監査等委員である仮取締役として藤井篤氏が選任され就任いたしました。監査等委員である仮取締役の任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任されるまでとなっております。

つきましては、あらためて監査等委員である取締役として藤井篤氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	漆山伸一 (1965年5月23日生)	1989年4月 監査法人トーマツ入社 1991年9月 公認会計士登録 1996年4月 漆山公認会計士事務所設立 (現 漆山パートナーズ会計事務所代表) (現任) 2014年6月 当社非常勤社外監査役 2017年6月 当社監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 漆山パートナーズ会計事務所 代表	—
2	熊谷貴之 (1975年9月21日生)	2000年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2000年4月 三井安田法律事務所入所 2003年8月 佐藤総合法律事務所開設 2009年2月 熊谷・田中・津田法律事務所設立 2016年6月 当社 補欠監査役 2017年6月 当社監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 熊谷・田中・津田法律事務所 弁護士	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	藤井 篤 (1950年4月5日生)	1979年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1997年4月 第二東京弁護士会事務局長 1999年10月 日本弁護士連合会司法改革担当嘱託 2000年6月 当社非常勤社外監査役 2002年4月 第二東京弁護士会副会長 2004年9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長 2014年11月 アルタイル法律事務所開設 所長弁護士(現任) 2018年11月 当社一時取締役(監査等委員である社外取締役) (現任) (重要な兼職の状況) アルタイル法律事務所 所長弁護士	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は漆山伸一氏及び熊谷貴之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。藤井篤氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
- (1) 漆山伸一氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての経験もあり、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する適切な知見を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 熊谷貴之氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての法的経験・知識等が豊富であり、取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社社外取締役として適切な役割が今後も期待できると判断したためです。
- (3) 藤井篤氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会まで当社監査役として16年に亘り、弁護士としての法的経験・知識等を通じ経営全般に対する助言や取締役会の監督に十分な役割を果たしてきた実績から、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。漆山氏及び熊谷氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年、藤井氏は7カ月となります。なお、漆山氏及び藤井氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
石川和司 (1972年10月13日生)	1999年12月 司法書士登録 2001年1月 司法書士石川和司事務所開設 2009年9月 同事務所法人化 2014年7月 スクエアワン株式会社設立 (スクエアワン株式会社 代表取締役) (重要な兼職の状況) スクエアワン株式会社 代表取締役	-

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 石川和司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 石川和司氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、司法書士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏は、会社経営者としての経験もあり、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 4. 石川和司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

第5号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当社は、2006年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、2006年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。その後も、2007年6月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」に変更し、また、2017年6月27日開催の定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当該内容を変更し、さらに、2018年6月28日開催の定時株主総会においてかかる「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）を継続する等、所要の修正を行った上で、毎年の定時株主総会において、その継続についてご承認をいただいております。

この度、当社は、2019年6月27日に開催予定の第39期定時株主総会の終結の時をもって、旧基本方針の有効期間が満了することから、旧基本方針の継続の是非について再度検討したところ、昨今の不安定な世界的な経済情勢や当社を取り巻く事業環境及び経営環境、買収防衛策に関する動向等の諸要素に鑑みると、旧基本方針には引き続きその必要性が認められるとの結論に至りました（以下、新たに継続する基本方針を「本基本方針」といいます。）ので、本基本方針を継続することを決定することにつき、株主の皆様の過半数をもってご承認をお願いするものであります。また、基本方針の継続のご承認に併せて、特別委員会の委員の方々（【別紙4】をご参照ください。）につきましても委員にご就任いただく（3名となります。）ことにつき、株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認いただきたく存じます。

なお、本基本方針の継続にあたっては、方針のスキームに変更はございません。
また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実は、ございません。

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（買収防衛策）の概要

I. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、これまで、主に3つの事業分野を営んでおりました。すなわち、テストメディアの開発・製造・販売を行うインダストリアルソリューション事業、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売並びに産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等です。

そして、その他事業として、中国市場でのカップ式自動販売機のオペレーション事業を開始し、その事業領域を拡大してまいりました。この内、インダストリアルソリューション事業は当社設立以来の基幹事業であり、中核技術を担うものです。加えて、断熱材事業は、断熱材業界における当社の業界認知度が近年高まってきたこと等を受け、当社の中核事業を構成するほどの飛躍を遂げております。当社事業が多角的に展開できてまいりましたのもこれらの主幹事業の存在と中核技術の発展があってこそのものであります。

そして、当社のこれまでの事業展開は、インダストリアルソリューション事業に代表されますように当社が特定の事業者へ傾倒したり妥協したりしない、中立・公正な「規準」を提供してきたことに、顧客から、当社の存在価値を認められて、当社の製品やサービスの品質に対する信頼を獲得するという方針でなされてきました。つまり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立してまいりました。

したがいまして、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。当社は、そのような当社の企業価値の源泉を踏まえて、今後とも、当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスを基盤に、業界での認知度を高め、飛躍を遂げている断熱材事業を皮切りに、各種事業を発展させ、また立ち上げ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

II. 当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上で述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、2014年度は、2014年4月30日付「再成長計画（ReGrowth2014）の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や2014年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、2015年3月31日付でクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画（ReGrowth2014）の2014年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

続いて、2015年度は、2015年4月30日付「再成長計画（ReGrowth 2015）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化を図ってまいりましたところ、2015年度における連結営業利益も黒字となり、黒字体質への転換が達成されました。また、2015年度における連結営業利益の計画値の176百万円に対し達成した営業利益は177百万円と100.7%の達成結果となりました。

しかし、2016年度は、2016年5月13日付「再成長計画（ReGrowth 2016）の実施について」の策定を公表し、今後成長が見込まれるアーカイブ事業、断熱材事業への積極的投資による売上げの拡大を目標としておりましたが、英国のEU離脱や米国の新大統領の保護貿易政策等により、世界経済の先行きに警戒感が強まった結果、新たな設備投資に対して取引先が慎重な姿勢となり、インダストリアルソリューション事業及び国内の断熱材事業で受注案件の規模縮小や凍結が断続的に発生しました。これにより、かかる再成長計画（ReGrowth 2016）の柱としていた施策で十分な成果が得られず、達成した営業利益は30百万円にとどまりました。

また、2017年度は、2017年5月12日付「再成長戦略（Re Growth 2017）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。断熱材事業については、特に国内において当社の業界認知度が高まった関係で、当該断熱材事業全体で、売上高が前年度の売上高から19.3%の増加が見られました。一方で、WEBビジネス事業における事業立ち上げの遅れやその他事業としての中国でのカップ式自動販売機オペレーション事業において、各種許認可の取得に時間を要し、営業開始が遅延していること等が収益を圧迫し、結果として、連結営業損失が60百万円となり、かかる再成長計画（Re Growth 2017）の計画数値を大きく下回る結果となりました。

さらに、2018年度は、2018年5月14日付『「中期経営計画 2018 (Fly for the bright future)」の策定に関するお知らせ』を公表し、引き続き、経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。断熱材事業については、国内において当社の業界認知度が継続的に高まってきているものの、当該断熱材事業全体で、売上が前年度から2.7%減という結果となりました。また、WEBビジネス事業の中核であった不動産総合比較サイト「イエカレ」の業績低迷が続いたため、当該WEBビジネス事業を2018年9月30日にイクス株式会社に対して譲渡しました。さらに、その他事業としての中国でのカップ式自動販売機オペレーション事業において、愛飲（上海）貿易有限公司が各種許可の取得に時間を要し、営業開始が遅延し、収益を圧迫していたこともあり、当社中国子会社の再編を決定しました。これらの結果として、連結営業損失が62百万円となり、かかる中期経営計画 2018 (Fly for the bright future) の計画数値を下回る結果となりました。

こうした状況を受け、今年度は、2019年5月14日付『「中期経営計画 2019 (Fly for the bright future)」の実施について』で公表しましたとおり、(1)成長市場及び当社の技術力を活かせる市場へ事業構造をシフトすることで、継続的な安定収益をあげる企業体質に変わるべく、新成長ドライバーの確立を図ります。(2)断熱材事業は、「材料メーカー」から「高付加価値商品・サービスを提供する総合断熱材企業」へ更なる成長を遂げ、断熱材の品質向上及び製品ラインナップの拡充を行うだけでなく、海外展開も行うことで、更なる売上拡大を図ります。(3)アーカイブ事業及びインダストリアルソリューション事業は、運営の効率化、リソースの再配置（新規事業への配置を含みます。）、文化財保存業界や一般ユーザーへの拡販、高付加価値ディスクの拡販、また、新たな商材の販売（プロフェッショナルディスク）により、利益の最大化を図ります。また、(4)積極的投資によるM&Aを推進し、断熱材事業や中国市場でのカップ式自動販売機のオペレーション事業等といった既存の事業領域を拡大するだけでなく、ナノマテリアルといった新たな事業領域にも取り組むことで、事業ポートフォリオの最適化を図り、企業価値の向上を目指します。

さらに、当社は、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会において株主の皆様から承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員につきましては、3名全員を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外取締役として選任し、監査等委員会等を通じて厳正な監査を行っております。加えて、これまで同様、社外取締役3名全員を独立役員として届出を行うことや、IR活動の強化を引き続き行っていくこと等により、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいりたい所存です。

Ⅲ. 本基本方針について

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述のとおり、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、2019年6月27日開催の第39期定時株主総会において、出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定いたしました。

なお、2019年3月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙5】をご参照ください。

本基本方針の継続は、2019年5月14日開催の当社取締役会において決定されたものであります。

さらに、本基本方針の継続につきましては、上記取締役会に出席した当社監査等委員3名（全員が社外取締役）はいずれも、本基本方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本基本方針への継続に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、2019年6月27日開催の第39期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことと致しております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続または特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会后に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものとしたします。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等²と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができることとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール(以下「事前遵守ルール」といいます。))と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準(以下「評価基準」といいます。))を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手續を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします(ただし、その虞(おそれ)と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り)。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手續に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等³について、行為者及び行為者グループ⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付その他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等⁶について、公開買付⁷に係る株券等の株券等所有割合⁸及び行為者の特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・ 行為者及び行為者グループの概要
 - ・ 買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様にご与える影響とその内容
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーにご与える影響とその内容

- ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）
- ③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。
 特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）
 買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
 その他の場合 原則として90日以内
 （ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。）

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収のタイプのいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
 - (a) 強圧的買収類型
 いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等
 - (b) 機会損失的買収類型
 - (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
 - (d) その他、上記各類型に準じる買収類型
 （詳細は【別紙1】本基本方針ガイドラインをご参照ください。また、【別紙6】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。）
- (2) 発動
 当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします（特別委員会の概要につきましては、【別紙3】特別委員会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙4】特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴にて開示しておりますので、併せて、ご参照ください。）
 特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。
- (3) 廃止等
 本基本方針は、導入後、毎年、の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様へ本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。

また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できるとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

また、当社は2017年6月27日に開催の第37期定時株主総会における定款一部変更に関する議案の承認をもって、監査等委員会設置会社へ移行したことから、取締役会は、任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されることになるため、本基本方針の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありません。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほか各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付を公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様が意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様が承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様が総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の任期を1年と定めており解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです。）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します（この他、新株予約権の詳細につきましては、【別紙2】新株予約権の概要をご参照ください。）。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記3.(1)【事前遵守ルール】②及び③並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様のご権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等¹⁰と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することとなります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとは判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

- 【別紙1】 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン
- 【別紙2】 新株予約権の概要
- 【別紙3】 特別委員会設置要領
- 【別紙4】 特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴
- 【別紙5】 当社の大株主の状況
- 【別紙6】 本基本方針のフロー図

以 上

-
- 1 株式会社東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を意味します。
 - 2 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
 - 10 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

【別紙1】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買取しようとする者または大量の当社株式を取得しようとする者（以下、総称して「行為者」という。）に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

1. 対抗策発動の条件

特別委員会は、買取行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする（ただし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会是对抗策を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買取の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

- (1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i) 当社が発行者である株券等¹¹について、行為者及び行為者グループ¹²の株券等保有割合¹³が20%以上となる買付その他の取得をする前に、または(ii) 当社が発行する株券等¹⁴について、公開買付¹⁵に係る株券等の株券等所有割合¹⁶及び行為者の特別関係者¹⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- (2) 買取行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

- ・ 行為者及び行為者グループの概要
 - ・ 買取提案の目的・買取価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・ その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 特別委員会が行為者による買取行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買取

上記1.(2)の濫用的買取とは、行為者による買取行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合をいう。

(1) 強圧的買取類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買取を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合

- ② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収（※）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

（※）強圧的二段階買収： 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

- ① 買収条件（価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。）が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合
- ② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合、または行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合

最初の情報提供要求	買収提案から10営業日以内
追加の情報提供要求	直近の情報要求から10営業日以内

- ② 行為者の情報提供期限

最初の情報提供要求	当社の要求から3営業日以内
-----------	---------------

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」という。）する。

- ③ 行為者による買収行為を評価する期間
行為者が情報受領通知を受領した日から起算して
買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内
その他の場合 原則として90日以内
（なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をする。）

5. 情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行った場合、特別委員会が対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回または中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令または証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6. 対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙2】新株予約権の概要によるものとする。

7. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会是对抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記2. (2)、4. ③及び下記8. (1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8. 対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。
- ② 特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動または不発動を勧告する。
- ③ 当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重の上、監査等委員全員の賛成を得た上で、最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回または中止

当社取締役会是对抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行業者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なもの判断した場合）、または行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回または中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策発動の撤回または中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重の上、最終的に発動の撤回または中止を決定する。

9. 対抗策発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会是对抗策を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告したまたはその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかかな場合。
(明白な株主意思の尊重)
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直しまたは廃止される。

- ① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
- ② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
- ③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本基本方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会

特別委員会の構成等については、【別紙3】特別委員会設置要領によるものとする。

-
- 11 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 12 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 13 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 14 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 15 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
 - 16 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 17 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

【別紙2】

新株予約権の概要

【別紙1】本基本方針ガイドライン第6項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的
当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。
2. 割当て方法
対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
3. 発行する新株予約権の総数
発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第4項(2)に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。
4. 新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 目的である株式の数
各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。
 - (2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率
5. 新株予約権の払込金額
無償とする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額
第7項に定める行使金額に第3項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。
7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額
1円に対象株式数を乗じた額とする。
8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金
会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（1円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から1か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で2か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案または当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 買付者
 - ② 買付者の共同保有者
 - ③ 買付者の特別関係者
 - ④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
 - ⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。）
- (4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑫に定めるところによる。
 - ① 「本基本方針」とは、当社の2014年5月15日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針をいう。
 - ② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行うまたは行おうとする者をいう。
 - ③ 「買付提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
 - ④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
 - ⑤ 「大量買付行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
 - ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- ⑪ 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- ⑫ 「株式等」とは、会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいう。

11. 取得条項

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものとして判断した場合）または行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。
- (2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができる。
- (3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第273条または第274条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、通知または公告するものとする。

12. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日

13. 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所

14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙3】

特別委員会設置要領

1. 設置
特別委員会は当社取締役会により設置される。
2. 構成
 - (1) 特別委員会は3名以上の委員により構成される。
 - (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、外部有識者などから委員を選任する。
 - (3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在または過去において当社及び当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査等委員（監査役）等になったことがない者（社外取締役及び社外監査役を除く）
 - ② 現在または過去における当社グループの取締役または監査等委員（監査役）等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査等委員（監査役）等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査等委員（監査役）等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者）
3. 委員の選解任等
特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。
4. 特別委員会の招集
当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。
5. 特別委員会の役割
特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。
その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。
当社取締役会は特別委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。
6. 特別委員会の決議
特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。
ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 特別委員会に対する助言

特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙 4】

特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴

漆山 伸一（1965年5月23日生）

1989年 4 月 監査法人トーマツ入社
1991年 9 月 公認会計士登録
1996年 2 月 監査法人トーマツ退社
1996年 4 月 漆山公認会計士事務所設立
（現 漆山パートナーズ会計事務所 代表）（現任）
2014年 6 月 当社非常勤社外監査役
2017年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

熊谷 貴之（1975年9月21日生）

2000年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2000年 4 月 三井安田法律事務所 入所
2003年 8 月 佐藤総合法律事務所 設立
2009年 2 月 熊谷・田中・津田法律事務所 設立（現任）
2016年 6 月 当社補欠監査役
2017年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

藤井 篤（1950年4月5日生）

1979年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
1997年 4 月 第二東京弁護士会事務局長
1999年10月 日本弁護士連合会司法改革担当囑託
2000年 6 月 当社非常勤社外監査役
2002年 4 月 第二東京弁護士会副会長
2004年 9 月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長
2014年11月 アルタイトル法律事務所開設 所長弁護士（現任）
2018年11月 当社一時取締役（監査等委員である社外取締役）（現任）

【別紙5】

当社の大株主の状況

2019年3月31日現在

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 S B I 証 券	1,139,200株	9.83%
高 橋 靖	891,000	7.69
楽 天 証 券 株 式 会 社	403,700	3.48
高 橋 正	260,400	2.24
中 川 廣 次	229,900	1.98
多 摩 信 用 金 庫	214,000	1.84
株 式 会 社 ラ イ ブ ス タ ー 証 券	198,500	1.71
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	197,000	1.70
長 谷 川 龍	170,000	1.46
鈴 木 直 人	148,500	1.28

招集通知

事業報告

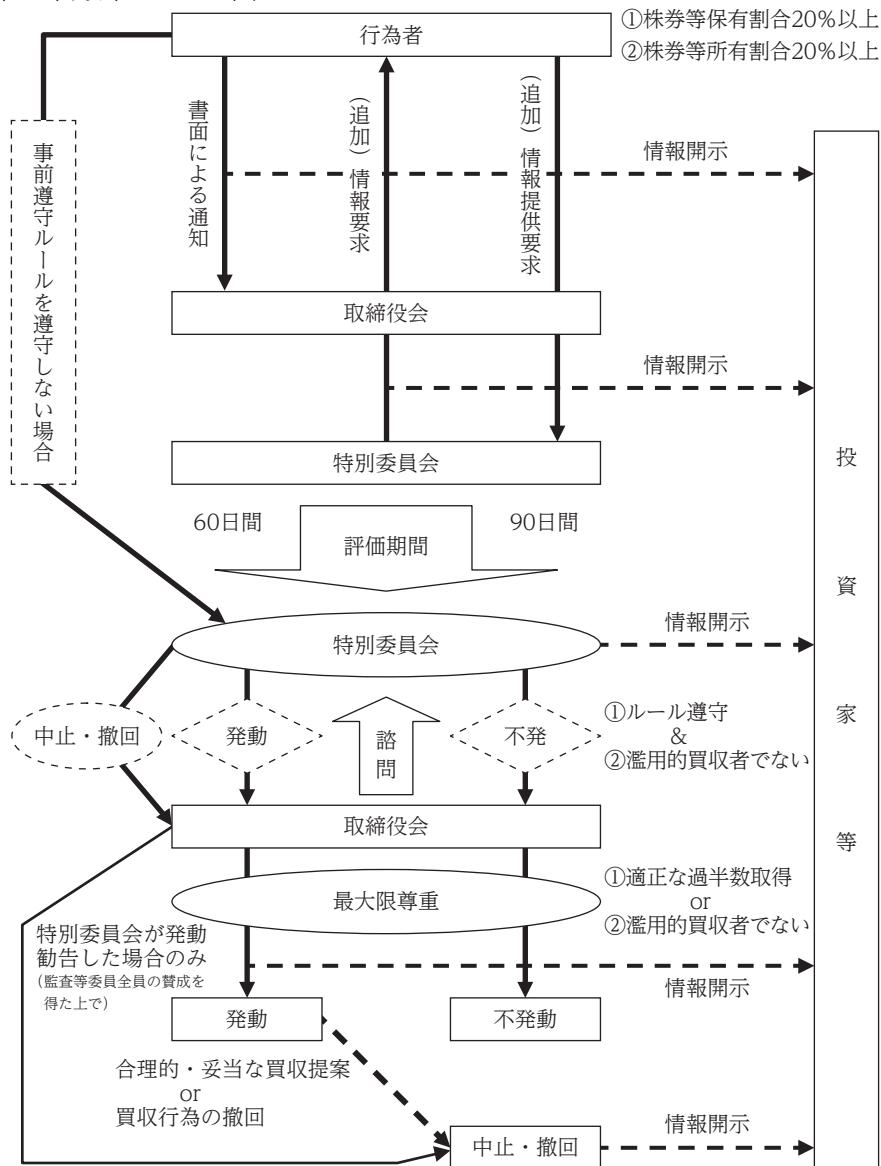
連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【別紙6】本基本方針のフロー図



※本図は、本基本方針の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

<決議通知について>

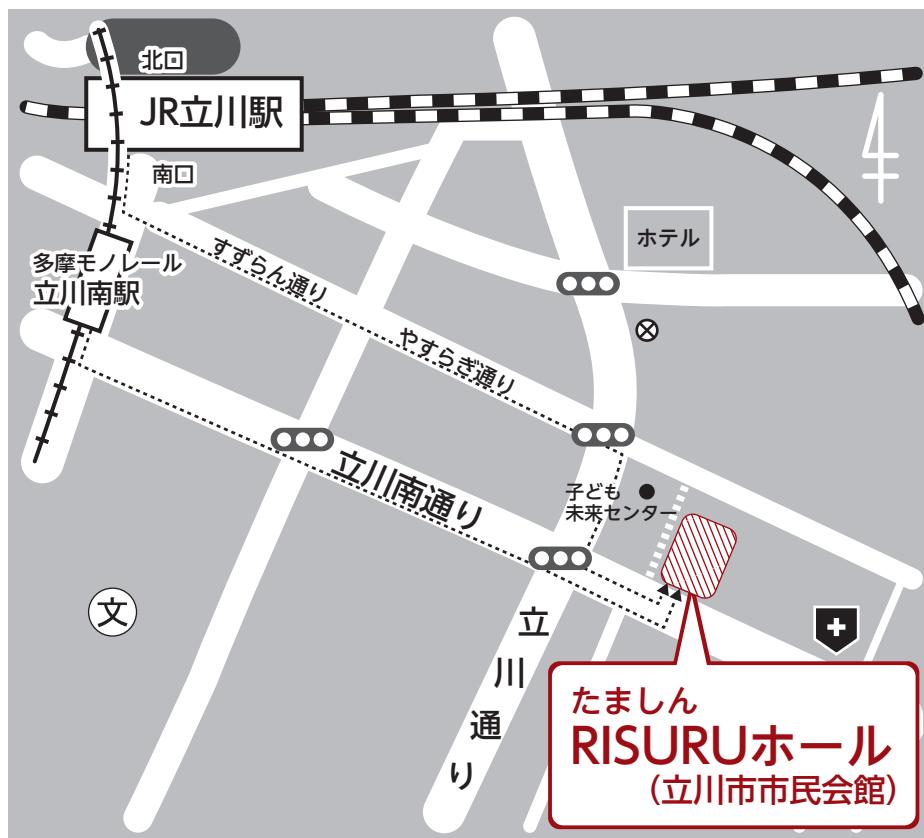
本定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
なお、当該開示を以て決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいよう、
お願い申し上げます。

(<https://www.almedio.co.jp/>)

株主総会会場ご案内図

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール（立川市市民会館）小ホール



J R立川駅南口より、すずらん通りを直進。徒歩13分

多摩モノレール立川南駅より、立川南通りを直進。徒歩13分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。